

令和8年度3県（宮城・山形・福島）連携広域周遊促進事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度3県（宮城・山形・福島）連携広域周遊促進事業委託業務

2 目的

東北中央道の開通等により、南東北3県の交通アクセスが改善され、これまで以上に県境を越えた広域周遊の利便性が高まっている。そこで、各地域の魅力を多くの方に知っていただき、3県の相互交流を促進するため、スイーツを好む30代以上の女性とその家族を主なターゲットとし、各地域のスイーツ店と温泉施設を切り口とした周遊企画を実施するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

下記のとおり、宮城県仙南地域、山形県置賜地域及び福島県県北地域のスイーツ店及び温泉施設を巡るラリーの企画を行うこと。なお、ラリーのデザイン等においては、当所で所有する3県連携スイーツPRキャラクター「にゃんにゃん三姉妹」を使用すること。

(1) 開催期間

令和8年10月1日（木）から令和9年1月31日（日）までの4か月間

(2) 開催場所

宮城県仙南地域、山形県置賜地域及び福島県県北地域

(3) 企画

ア ラリーの内容

- 参加者が所有するモバイル端末を用いたデジタルスタンプラリー方式とすること。なお、専用アプリのダウンロードが不要なものとし、QRコード等を利用した即参加可能な形とする。
- ラリーのスポットは、スイーツ店25店舗（各県市町村1店舗ずつ）及び温泉施設25か所（各県7～8か所ずつ）を発注者側で指定する。

イ 賞品の応募条件等

- 賞品応募条件の設定にあたっては、スイーツ店舗及び温泉施設の双方のスポットを含むことを必須とするとともに、上位賞については3県周遊を応募条件とするなど、参加者の広域的な周遊を促す仕組みとすること。
- 賞品は発注者側が別途準備及び発送する予定であり、賞品代として約30万円程度を想定している。賞品の内容、当選人数及び応募条件等については、当該予算規模を踏まえ、事業効果が高まるよう提案すること。
- 賞品の応募受付及び抽選は受注者が実施し、応募情報及び当選者情報を令和9年2月10日（水）までに発注者に共有すること。

ウ 製作物等

- ラリーの概要や参加方法、注意事項、賞品応募方法、各スポットの場所等について掲載したチラシ及びポスターを製作すること。なお、チラシは15,000部以上、ポスターは300部以上製作することとし、追加印刷を別途発注できるようデータを納品すること。
- 市町村広報誌掲載用のPRバナー広告を作成すること。
- その他、提案内容に応じて必要なものを製作または準備すること。

エ 発送

- 製作物の各スポット及び発注者への発送に関する一切の業務を行うこと。

(4) 広報

- 企画を周知するために効果的な広報を提案すること。自社の広報媒体やSNS等を含め、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。なお、事業実施中の効果測定の結果に合わせて柔軟に見直し、発注者と相談の上、広報手段の改善に取り組むこと。

(5) 効果測定

- ・企画実施による効果を測定するため、参加人数、属性（年代、性別、居住地等）、賞品応募数などの結果を随時発注者へ報告すること。
- ・応募者に対してアンケートを実施し、データを収集及び分析のうえ、実績を報告すること。
- ・アンケートの内容については、発注者と相談のうえ設定すること。

(6) 独自提案

- ・スタンプラリーへの参加意欲を高め、参加者の増や3県連携の効果が最大となるような提案を期待する。

5 包括的事項

本業務において制作したマップやその他制作物のデザインデータ等については、二次的利用が可能な高画質データ（Adobeイラストレーターやフォトショップ形式等）及び一般的に閲覧可能なコンパクトなデータ（JPEGやPDF形式等）の両方で発注者が指定する電子媒体に保存し、宮城県大河原地方振興事務所地方振興部に2枚を納品すること。

6 成果の確認

- (1) 事業成果は、各種製作物の納品時及び業務完了報告書により確認する。
- (2) 業務完了報告書
 - ア 提出期限 令和9年3月12日（金）
 - イ 提出部数 1部
 - ウ 提出場所 宮城県大河原地方振興事務所地方振興部

7 注意事項

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。
- (3) 原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 著作権等について
この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作権者人格を行使しないものとする。
受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に補償し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (6) 環境配慮の観点から、チラシ・パンフレット等を作成する場合は、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」における判断基準に配慮すること。

8 その他

- (1) 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (2) 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。